

## 議案第 1 号

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2 月 19日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8, 980人」を「8, 298人」に改め、同条第2号中「35人」を「34人」に改め、同条第3号中「41人」を「40人」に改め、同条第5号中「1, 642人」を「1, 445人」に改め、同条第7号中「10人」を「9人」に改め、同条第8号中「1, 386人」を「1, 379人」に改める。

第4条第1項中「休職者」の次に「、育児休業をしている職員」を加える。

(川崎市水道局企業職員定数条例の一部改正)

第2条 川崎市水道局企業職員定数条例（昭和42年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「969人」を「826人」に改める。

第4条第1項中「休職者」の次に「、育児休業をしている職員」を加える。

(川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正)

第3条 川崎市交通局企業職員定数条例（昭和42年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「769人」を「618人」に改める。

第4条第1項中「休職者」の次に「、育児休業をしている職員」を加える。

（川崎市病院局企業職員定数条例の一部改正）

第4条 川崎市病院局企業職員定数条例（平成16年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、育児休業をしている職員」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 1 制 定 要 旨

川崎市行財政改革プランに基づく職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うこと及び育児休業をしている職員を定数外とするため、この条例を制定するものである。

## 2 現行及び改正定数比較表

部 局	現行定数	増減員	改正定数
市長の事務部局の職員	8,980 <sup>人</sup>	△682 <sup>人</sup>	8,298 <sup>人</sup>
議会の事務部局の職員	35	△1	34
選挙管理委員会の事務部局の職員	41	△1	40
監査委員の事務部局の職員	25	—	25
教育委員会の所管に属する職員	1,642	△197	1,445
人事委員会の事務部局の職員	17	—	17
農業委員会の事務部局の職員	10	△1	9
消 防 職 員	1,386	△7	1,379
水道局企業職員	969	△143	826
交通局企業職員	769	△151	618
病院局企業職員	1,201	—	1,201
合 計	15,075	△1,183	13,892

